西部処理区運営事業　公共施設等運営権実施契約書（案）　約款Ａに関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	1	第2		第2条		義務事業の承継等	第62条第3号との均衡から、 「市は、市及び現包括委託に従事する従業員について、運営権者が転籍での受け入れを希望する場合には、運営権者の指定する日までに、従業員の意向確認等について必要かつ可能な協力をし、転籍を希望する全従業員の記録を運営権者に送付する。」 との文言をお入れいただきたくお願いいたします。	現包括的民間委託にて、記載いただいた規定をしていないため、規定は困難です。ただし、R7年4月からの包括的民間委託の仕様に定める予定です。
2	1	第2		第2条	2	義務事業の承継等	「事業承継計画書」の記載がありますが、この書類は要求水準書（案）に見当たりませんでしたが、どのような事項をまとめるべきかご想定をご教示頂けますでしょうか。	運営権者が適切に運営できるように事業方針等、事業承継を円滑に行うための資金計画、事業承継計画（維持管理情報や設備の状態等）等についてを想定しています。 また、書式については、現在定めはないため、協議により決定します。
3	1	第2		第3条	2	義務事業開始前に市が行う運営権設定対象施設の維持管理等	市が実施する運営権設定対象施設の改築（ただし、募集要項等に記載された改築に限る。）が義務事業開始日までに完了しないことにより、運営権者に増加費用又は損害が生じた場合は、市が当該増加費用又は損害を補償する内容へとご修正いただけないでしょうか。	原案の通りとします。
4	2	第2		第4条		運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等	瑕疵担保期間が１年以内とされていますが、一般的な土木工事の瑕疵担保期間と比較して短いように思われます。瑕疵担保期間の延長について協議の余地はございますでしょうか。	原案の通りとします。
5	2	第2		第4条		運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等	瑕疵の修補請求、損害賠償請求の要件が厳しく設定されていると感じます。運営権者にとって瑕疵担保責任を問うことが難しい現状を鑑み、要件の緩和について協議いただくことは可能でしょうか。	原案の通りとします。
6	2	第2		第4条	1	運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等	公募時に市が優先交渉権者に開示した資料からは知り得なかったものの、優先交渉権者選定後から本契約締結までの間に優先交渉権者又は運営権者が知り得た情報から合理的に予測することのできる瑕疵については、公募時には運営権者が予測できないものであるため、市に対する修補請求又は損害賠償請求の対象とすることをご検討いただけますでしょうか。	予測できないものについては、瑕疵担保期間1年以内であれば、市に対する補償請求又は損害賠償請求の対象となります。また、水槽内等の密閉区間等の目視確認不可箇所については、同条第3項に規定するとおりです。
7	2	第2		第4条	1	運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等	本項に記載された貴市が瑕疵に関し工事請負業者その他の第三者に対して課している契約不適合責任期間は何年かご教授いただけますでしょうか。	工事については引き渡し後2年 本事業については事業終了から1年です
8	2	第2		第4条	2	運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等	「市は、瑕疵担保期間経過後に運営権設定対象施設について瑕疵が発見された場合、これらの瑕疵については一切責任を負わない。」の記載がありますが、メーカの設計寿命を超えた機器に故障が発生した場合も本項に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	2	第2		第4条	2	運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等	「市は、瑕疵担保期間経過後に運営権設定対象施設について瑕疵が発見された場合、これらの瑕疵については一切責任を負わない。」の記載がありますが、メーカーの交換部品が供給停止になったなどの理由により修繕不能な機器についても本項に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	2	第2		第4条	4	運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等	「市が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の瑕疵を含むがこれらに限られない。）が発見された場合、瑕疵担保期間の前後を問わず、これらの瑕疵については一切責任を負わない。」とありますが、瑕疵担保期間中は市が開示した情報の瑕疵について責任を負うとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	原案のとおりとします。なお、市の開示情報に瑕疵があり、そのことにより運営権設定対象施設の不適合が合理的に予測できない場合には、本条第1項に基づき当該不適合は補償の対象となり得ます。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
11	2	第2		第4条	4	運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等	情報瑕疵につきまして、本項の末に「ただし、運営権者の事業運営に著しく影響を及ぼす瑕疵であり、市が責めを負うことが合理的である際はこの限りではない。」と追記いただけないでしょうか。	No.10の回答を参照ください。
12	2	第2		第4条	4	運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等	「市が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の瑕疵を含むがこれらに限られない。）が発見された場合、瑕疵担保期間の前後を問わず、これらの瑕疵については一切責任を負わない。」とありますが、第65条には運営権者から市又は市の指定する者に提供された情報等に契約不適合が発見された場合は、運営権者が責任を負うことが規定されており、公平性に欠けるものと考えますので、ご再考くださるようお願いいたします。	No.10の回答を参照ください。
13	2	第2		4	4	運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等	本項において優先交渉権者に開示した情報等に瑕疵等があっても市は一切責任を負わないと規定されておりますが、第1項に規定されているように「募集要項等市が優先交渉権者に開示した資料及び本契約締結前に優先交渉権者又は運営権者が知り得た情報から合理的に予測することのできないもの」は市の責任の対象外とされるなど、市が開示した情報等がその責任範囲に影響を与えているとも考えられるため、本項における一切の責任を負わないとする記載はこれと矛盾するものと考えます。よって、当該記載の削除や修正を要望いたします。	No.10の回答を参照ください。
14	2	第2		第4条	4	運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等	約款A第65条では、第62条の規定により運営権者から市又は市の指定する者に提供された情報等に契約不適合が発見された場合において、運営権者に対し契約不適合責任を課す内容となっている一方で、本条項では、本事業開始前に市が優先交渉権者又は運営権者に提供した情報等に瑕疵があった場合であっても、当該瑕疵について市は一切責任を負わないこととなっており、均衡を失しています。第65条と同様、情報の瑕疵についても市が責任を負う形へと修正することを検討いただけますでしょうか。	No.10の回答を参照ください。
15	2	第2		第4条	4	運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等	「市は、義務事業の承継等に当たって運営権者に提供された情報等又は募集要項等市が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の瑕疵を含むがこれらに限られない。）が発見された場合、瑕疵担保期間の前後を問わず、これらの瑕疵については一切責任を負わない。」とあります。応募者は募集要項等に基づき提案を行うため、募集要項等の情報に瑕疵が発見された場合は当然に貴市がその責任を負うべきと考えますが、その理解でよろしいでしょうか。なお上記の理解が正しくない場合（本項が修正がなされない場合）、応募者としてはリスクの上限を想定できないため事業参画を見送る可能性があります。	No.10の回答を参照ください
16	2	第2		第4条	4	運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等	市から運営権者に提供される情報等に瑕疵があっても、市は一切の責任を負わないとされていますが、運営権者としては当該情報を元に事業費の見積もり等をしているため、当該瑕疵が原因で事業者に想定外の費用が生じるような場合は、市と運営権者の協議により費用負担を決める形としていただけませんでしょうか。	No.10の回答を参照ください。
17	3	第4		第8条	1	義務事業の開始条件	第8条第1項第(5)号に規定されている「協定書の締結」とは何を指しているのでしょうか。第5条は締結済みの協定の維持について規定している理解です。	運営権者に融資等を行う金融機関等との間の協定書です。
18	3	第4		第8条	1	義務事業の開始条件	「本契約第5条第5項」とありますが、「本契約本文第5条第5項」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	誤記です。修正します。
19	3	第4		第8条	1	義務事業の開始条件	保険の内容によっては、事業開始後でなければ付保証明が発行できないものもあります。そのような場合には、加入申込が完了していることを示す書類を提出し、事業開始後に速やかに付保証明を提出することで足りる、という内容に変更をお願いします。	修正します。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
20	4	第4		第9条	4	義務事業の開始遅延	運営権者の責めに帰すべき事由による開始遅延の場合、市に増加費用または損害が発生した場合、その支払方法を請求できるとありますが、具体的な算定方法や範囲が明記されておりません。算定方法および範囲をどのようにお考えか、ご教示ください。	運営権者が着手するまでに別途必要になる本事業対象となっている施設の、運営・維持管理等の費用です 具体的には事業者と協議のうえ決定します
21	4	第4		第9条	4	義務事業の開始遅延	市の責めに帰すべき事由による開始遅延の場合、増加費用または損害を補填するとありますが、具体的な算定方法や範囲が明記されておりません。算定方法および範囲について、ご教示ください。	範囲については、本事業の対象となる施設の事業者が支払う（損害含む）ことになる運営・維持管理費等が対象となります。算定方法についての具体的な調整は、協議によります。
22	6	第4		第13条		その他	第13条の適用対象となる市が実施する工事として、どのようなものを想定されていますでしょうか。また、市が実施する工事によって、運営権者の業務に支障が生じる場合、運営権者が合理的な努力を尽くしている限りは、当該支障による要求水準未達は運営権者の不履行に該当しないことをご確認ください。	法令等の変更や緊急性を伴うもの等を想定しています。 当該支障による要求水準未達は、運営権者の不履行に該当しませんが、市と運営権者と協議の上実施いたします。
23	6	第4		第13条		その他	市の実施工事により運営権者による本事業（包括的民間委託を含みます。）の実施について増加費用が発生する場合には、市による増加費用の負担又は利用料金割合の改定が行われると理解でよろしいでしょうか。	事前に事業者と協議を行うこととしており、十分な協議により損害等が発生しないよう双方が意見を出し合うことを前提としますが、万が一増加費用が発生した場合、協議により決定します。
24	6	第4		第13条		その他	第13条に基づく市の実施工事により、運営権者が行う改築の内容及びスケジュールを変更する必要が生じた場合には、当該変更を踏まえた計画、各年度の改築費用上限額等について、協議の上変更していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事前に事業者と協議を行うこととしており、十分な協議によりスケジュール等に変更が生じないよう市と事業者で調整することを前提としますが、万が一変更が生じた場合、協議により決定します。
25	6	第5		第14条	1	第三者への委託	第三者に委託し、又は請け負わせる場合、委託先の名称並びに委託の種類、予定金額、期間及び範囲等を事前に市に通知するほか、契約書の写しを市に提出することが記載されておりますが、全てについて提出することは市及び運営権者にとっても事務負担が大きくなりますので、主要な委託先又は請負先（一定規模以上の契約額）に限定していただき、SDGSの観点からも電子ベースでの提出も可としていただく等、ご検討をお願いいたします。	契約書の写しの提出については、市が請求した場合とします。なお、現時点においては、具体的にどの契約書の写しを提出不要とするという範囲は想定しておらず、個別に判断します。なお、提出方法は電子データでも可能とします。
26	6	第5		第14条	1	第三者への委託	運営権者が、優先交渉権構成員や運営権者の株主（議決権のある株主に限る）へ委託する場合も優先交渉権構成員や運営権者の株主は、本項の「第三者」に該当すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	6	第5		第14条	1	第三者への委託	契約書の写しを市に提出することが規定されていますが、全ての契約を対象として契約書の全ての写しを提出するのは、双方に過剰な業務負荷が掛かるものと懸念します。例えば頭書等、契約先と契約内容、契約額がわかるもののみ提出し、別途、貴市の求めがあった場合に契約書全ての写しを提出するようなルールとしていただけないでしょうか。	No.25の回答を参照ください。
28	6	第5		第14条	2	第三者への委託	「市の事前の承認を得なければならない」との記載がありますが、全ての契約において事前の承認を要することは、双方の業務負荷が過大になるだけでなく、円滑な業務遂行に支障をきたす恐れがあります。第4項に「運営権者がその責任を負う」とされていることも鑑み、事後報告とさせていただけないでしょうか。	再委託先を通知した上で市が必要と認める場合に事前承認・契約書提出に修正します。
29	6	第5		第14条	2	第三者への委託	「当該再委託又は下請負による再委託先または下請先を受託者又は請負者とみなして本条の規定を適用するものとし、以降も同様とする」とありますが、工事における一次下請、二次下請以降については、施工体系図の提出を持って代替できるようにしていただけないでしょうか。	No.28の回答を参照ください。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
30	6	第5		第14条	2	第三者への委託	第14条2項にて請負者の下請契約についても市による事前承認が求められています。細々とした下請け業務（植栽、草刈り、建具や什器の小修繕等）にも事前承認が求められると業務が煩雑になり滞ることが懸念されます。 また、2次、3次下請けに対しても同様に市の事前承認が必要となるため、実務支障となる恐れがあります。 簡素化していただくよう要望します。	No.28の回答を参照ください。
31	7	第5		第14条	2	第三者への委託	再委託先又は下請負先がある場合に、事前に市の承諾が必要との規定ですが、約款Bでは「事前の市への届け出」となっており、約款Bと比較して取り扱いが厳しいと考えます。再委託先や下請負先の責めは運営権者が負うとの規定ですので、事前承認という行為まで必要なのでしょうか。約款Bと同様に「事前届出」としていただけないでしょうか。ご検討ください。	No.28の回答を参照ください。
32	7	第5		第14条	3	第三者への委託	「前二項の定めによる委託、再委託、請負及び下請負に係るすべての契約書の写しを備え置くとともに、市が求めた場合には、速やかに当該契約書の写し及び・・」とありますが、前二項で既に契約書の写しを市に提出ているので、二重の提出になるものと思われます。改めて契約書の写しを市に提出必要はあるのでしょうか。ご教示ください。	No.25の回答を参照ください。なお、修正後の第14条第1項において、市より提出を求められ、契約書の写しを提出した場合には、再提出不要とします。
33	7	第5		第15条		従事職員	本事業は性能発注を前提とした運営事業であるため、本条のような人材派遣的条件は馴染まないものと考えます。従いまして本条について削除願います。	原案の通りとします。
34	7	第5		第15条		従事職員	本事業は性能発注を前提とした運営事業であるため、本条の様な人材派遣的条件は馴染まないものと考えますので、本条について削除願います。	No.33の回答を参照ください。
35	7	第5		第15条	1	従事職員	本事業は性能発注を前提とした運営事業であるため、本条の様な人材派遣的条件は馴染まないものと考えます。従いまして本条について削除願います。	No.33の回答を参照ください。
36	7	第5		第15条	3	従事職員	「市は、義務事業及び附帯事業に配置する従事職員が適当でないと認めた場合は、運営権者に対して当該従事職員の交代を請求することができる。」とありますが、「従事職員が適当でないと認めた場合」として貴市が想定されている事由について、ご教示ください。	具体的な事象は、事業開始後の判断となりますが、公共施設等の運営等に一定の悪影響（損害）を及ぼすような職員を想定しております。
37	8	第5		第17条	1	要求水準の変更等	貴市の都合による要求水準変更によって運営権者のコスト増加が生じた場合は市の負担、との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
38	8	第5		第18条		市による新たな施設の建設又は増築	貴市による新たな施設の建設又は増築に伴い、要求水準が変更され、運営権者にコスト増加が生じた場合は市が負担する、との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
39	8	第5		第18条		市による新たな施設の建設又は増築	本条文で定める「公共下水道の施設に係る工事」には再構築（建替）事業は該当しないものと理解していますがその理解でよろしいでしょうか。もし再構築（建替え）事業が該当する場合には、「180日間の協議期間」は短いように感じます。	ご理解のとおりです。
40	8	第5		第18条		市による新たな施設の建設又は増築	第18条に基づく市の実施工事により、運営権者が行う改築の内容及びスケジュールを変更する必要が生じた場合には、当該変更を踏まえた計画、各年度の改築費用上限額等について、協議の上変更していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	8	第5		第18条		市による新たな施設の建設又は増築	第18条の適用対象となる市が実施する工事として、どのようなものを想定されていますでしょうか。また、市が実施する工事によって、運営権者の業務に支障が生じる場合、運営権者が合理的な努力を尽くしている限りは、当該支障による要求水準未達は運営権者の不履行に該当しないことをご確認ください。	前段について、想定しているものはありません。 後段について、ご理解のとおりです。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
42	8	第5		第18条		市による新たな施設の建設又は増築	市の実施工事により運営権者による本事業（包括的民間委託を含みます。）の実施について増加費用が発生する場合には、市による増加費用の負担又は利用料金割合の改定が行われると理解でよろしいでしょうか。	市が改築を行う場合、事前に事業者と協議を行うこととしており、十分な協議により損害等が発生しないよう双方が意見を出し合うことを前提としますが、増加費用が発生した場合、協議により決定します
43	8	第5		第18条		市による新たな施設の建設又は増築	新たな施設の建設・増築に関し、運営権者との協議が合意に至らないまま、市によって要求水準が変更された場合、当該要求水準変更に伴う費用の増加については、第42条の利用料金設定割合の定期改定又は第43条の臨時補正にて賄われることになるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	9	第6		第22条		財務情報等の報告・開示	貴市提出し開示する財務情報等の作成に当たり、準拠する会計規則はSPCの株主代表企業の会計規則に従うことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	9	第6		第22条	1	財務情報等の報告・開示	ここには「損益計算書及び各事業のセグメント情報」と記載がありますが、記載するセグメントは義務事業、附帯事業、任意事業及び包括的民間委託の4セグメントを想定しておけばよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	10	第7		第24条		改築計画の作成	義務事業期間を通じた改築費用の総額について、実施契約締結時に市の債務負担行為による予算措置は行われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	10	第7		第24条	1	改築計画の作成	「市が令和5年度から令和9年度までの改築計画を策定していること、市が、当該改築計画につき基本協定書の締結後に優先交渉権者構成員との間で協議及び調整を行ったこと」との記載がありますが、本事業期間のR8年度及びR9年度の二年間の計画工事を応募者の提案で組み替えることは可能と考えてもよろしいでしょうか。それとも当該二年間の計画変更は現実的ではないと考えるべきでしょうか。	応募者の提案により組み替えることは可能です。
48	10	第7		第24条	1	改築計画の作成	「市が令和5年度から令和9年度までの改築計画を策定していること、市が、当該改築計画につき基本協定書の締結後に優先交渉権者構成員との間で協議及び調整を行ったこと」との記載がありますが、本事業期間のR8年度分の工事の実施設計は事業開始前に貴市で完了しているという理解でよろしいでしょうか。それともR8年度の発注工事の実施設計は運営権者の所掌でしょうか。	R8年度の実施設計は現在作成中です。 完成後、参考資料として開示を予定しています。 なお、事業者はこの実施設計に従う必要はなく、実施の有無を含め内容や施工時期の見直し等は事業者の提案によります。
49	10	第7		第24条	1	改築計画の作成	「市が令和5年度から令和9年度までの改築計画を策定していること」とありますが、令和8年度と令和9年度については、貴市の改築計画と異なる改築計画を提案することが可能であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	10	第7		第24条	2	改築計画の作成	「運営権者は、前項に定める期間以降の翌5事業年度についての改築計画を…」とありますが、これは令和10年～令和14年の5事業年度の改築計画という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	10	第7		第24条	2	改築計画の作成	令和8年～令和9年は既に貴市で計画済みとのことですが、既に設計図書を作成済みでしたらご提供いただけませんでしょうか。 特に令和8年の工事については、事前の詳細設計の実施期間がなく、工事の発注が困難と考えられるため、貴市の設計図書を変更、修正させていただくのが効率的と考えます。	設計図書について、現在作成中であるため、作成後開示いたします。
52	10	第7		第24条	2	改築計画の作成	第24条第2項のただし書きに「SPC」とありますが、これは運営権者の誤記でしょうか。	誤記です。修正します。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
53	10	第7		第24条	3	改築計画の作成	「当該改築計画に基づき行われる改築に関する業務に要する費用の総額を、当該改築計画の対象となる各事業年度にかかる改築に関する業務に要する費用の総額として提案書類に記載された金額以内の額としなければならない。」との記載がありますが、提案書に記載された金額以内の額とすべきなのは、5年間の改築費総額なのか、各事業年度の個々の改築費なのかをご教示ください。	各事業年度の個々の改築費が対象となります。
54	10	第7		第24条	3	第24条　改築計画の作成	改築計画策定時点で提案書類に記載した金額が、賃金又は物価の変動、特別な要因による工事材料価格の著しい変動、予期できない特別な事情による急激なインフレ等が生じることにより、不適当となった場合においても当初提案額が改築計画の上限になるという理解になりますでしょうか。実施方針 別紙 3リスク分担表 リスクの種類 40　工事費の増大にある記載とずれが生じているようにも思われます。	30年間の改築に係る費用を提案された上限額とし、施設の延命化を図る計画を年次的に立案していただくこととなります。
55	10	第7		第25条	1	改築実施基本協定、年度実施協定	「改築実施基本協定には、当該対象期間中に実施される予定の改築に関する業務に要する費用の総額及び当該対象期間中の各事業年度に実施される予定の単年度対象改築業務に要する費用を規定するものとし」の記載がありますが、「単年度対象改築業務に要する費用」は当該年度の改築に係る国補助金に係る国の予算の配分次第で変動する可能性があります。その場合でも改築実施基本協定の見直しとそれに伴う再締結は行わないとう理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	10	第7		第25条	1	改築実施基本協定、年度実施協定	第24条の定めとも関係しますが、改築計画に記載した金額が、賃金又は物価の変動、特別な要因による工事材料価格の著しい変動、予期できない特別な事情による急激なインフレ等が生じることにより、不適当となった場合においても、改築実施基本協定、年度実施協定の上限になるという理解になりますでしょうか。実施方針 別紙 3リスク分担表 リスクの種類 40　工事費の増大にある記載とずれが生じているようにも思われます。	30年間の改築に係る費用を提案された上限額とし、単年度予算は協議により変更は可能です。
57	10	第7		第25条	1	改築実施基本協定、年度実施協定	当初提案額に対して著しい物価変動による工事費の増加があり、改築計画・基本協定・年度協定額の枠内では必要と提案していた改築に着手できない場合において、当該状況から生じるリスクは、実施方針 別紙 3リスク分担表 リスクの種類 40 工事費の増大の通り、主たる負担者は市という理解でよろしいでしょうか。	No.56の回答を参照ください。
58	10	第7		第25条	2	年度実施協定	「年度実施協定において定める単年度対象改築業務に要する費用は・・・改築実施基本協定に定める当該事業年度の改築に係る業務に要する費用の金額を上限としなければならない。」とありますが、突発的な故障により予定外の改築（年度実施協定に基づく単年度対象改築に記載されていない改築）が追加で発生することも想定されます。その場合は、貴市との協議により認められた場合には、改築実施基本協定ならびに年度実施協定の変更協定を締結するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	11	第7章		第25条	2	改築実施基本協定、年度実施協定	年度実施協定を当該事業年度の4月20日までに締結するルールとなっておりますが、当該協定の締結が完了した時点で、当該事業年度の工事発注を行ってよいという理解でよろしいでしょうか。	協定後、国に対し施工内容明らかにした申請書類を県に提出し、審査完了後に発注可能となります。審査完了までに概ね1週間程度を要します。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
60	10	第7		第25条	3	国の予算の配分額が相違する場合	「・・・国の予算の配分額が相違する場合においては、・・・国の予算の配分額に合わせた内容にするものとし、運営権者は、これに異議を述べない。」とあります。交付金の配分額にあわせて改築計画を柔軟に変更することについて一定の理解はできますが、この表現は交付金リスクを民間が一方的に負担するようにも受け取れます。本件事業については貴市と運営権者の対応かつ紳士的な協議による解決が望まれると思慮いたします。後段の「運営権者は、これに異議を述べない。」という表現を削除いただきたくご検討をお願いします。 また、予算の配分額に合わせた内容にしたことにより、要求水準が達成できない（提案不履行含む）場合には、その責を問わないようなルール設定をお願いします。	市と運営権者が合意の上決定することが大前提となります。また、改築については、国の予算配分額（国庫補助金）あっての事業となり、国の予算の配分額の中で事業を行っていただきたいとの意図で「これに異議を述べない。」と規定しています。このため原案の通りとします。 なお、後段については、その責を問うことを考えておりません。
61	11	第7章		第25条	3	改築実施基本協定、年度実施協定	第25条第3項に基づき、単年度対象改築業務の内容を国補助金の配分額に合わせた内容に市が変更した場合、当該変更に起因して、運営権者が経済的に合理的な努力を尽くしても要求水準を充足することが困難となった場合、当該要求水準未充足は運営権者の契約不履行とはならないことをご確認ください。	No.60の回答を参照ください
62	11	第7章		第25条	3	改築実施基本協定、年度実施協定	第25条第3項の場合において、国補助金の不足部分について、別途市の予算を措置することも、必要性に応じてありうると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、市の予算上限もあることから市及び運営権者合意の上となります。
63	11	第7章		第25条	3	改築実施基本協定、年度実施協定	第25条第3項が適用される場合、改築計画や改築基本協定から、単年度対象改築業務を国補助金の配分額に合わせる場合、要求水準の充足及び利用料金から維持管理業務費用及び改築費用の一部を回収する必要があること等、運営権者にとって経済的に合理的な条件で本事業を継続できることを十分配慮の上、運営権者と協議いただけることをご確認ください。	本事業を継続できることを十分配慮の上、協議いたします。
64	11	第7章		第25条	3	改築実施基本協定、年度実施協定	第25条第3項に基づき、単年度対象改築業務の内容を国補助金の配分額に合わせた内容に市が変更した場合、当該変更に起因して、運営権者が経済的に合理的な努力を尽くしても要求水準を充足することが困難となった場合、当該要求水準未充足は運営権者の契約不履行とはならないことをご確認ください。	No.60の回答を参照ください
65	11	第7章		第25条	3	改築実施基本協定、年度実施協定	当該条件下で必要と提案していた改築に着手できない場合において、当該状況から生じるリスクは、実施方針 別紙 3リスク分担表 リスクの種類 41 国補助金交付不足の通り主たる負担者は市という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。No.60後段の回答を参照ください。
66	11	第7章		第25条	3	改築実施基本協定、年度実施協定	第25条第3項に基づき、単年度対象改築業務の内容を国補助金の配分額に合わせた内容に市が変更した場合、当該変更に起因して、運営権者が経済的に合理的な努力を尽くしても要求水準を充足することが困難となった場合、当該要求水準未充足は運営権者の契約不履行とはならないことをご理解ください。	No.60の回答を参照ください
67	11	第7章		第25条	4	改築実施基本己協定、年度実施協定	「本契約第26条乃至第38条」とありますが、「本約款第26条乃至第38条」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	誤記です。修正します。
68	11	第7章		第26条		市による申請等	「運営権設定対象施設の改築に関する工事に当たって、（中略）書類作成及び手続等について、市の必要とする協力を行う」との記載がありますが、現時点のご想定で交付金の申請補助以外にどのような業務があるかご教示ください。	事象によるかと想定しますが、水道、消防等の関係機関を想定しています。
69	11	第7章		第27条		工事の中止	市によって工事の一時中止がなされた場合、当該中止により生じた増加費用については、第29条に基づいて支払いがなされるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
70	12	第7章		第29条		単年度対象改築業務にかかる増加費用	増加費用が生じた場合の協議において、市が最終的な決定権を持つとされていますが、運営権者の意見が十分に反映されない可能性があると考えます。運営権者の意見を反映できるような協議の仕組みについて、ご見解を伺えますでしょうか。	市と運営権者が運営権者の意見を踏まえて十分協議の上決定することが大前提となります。ただし、No.60の回答と重複しますが、単年度の国補助金及び市の予算には、上限があることから、「異義を述べない」との規定をしております。
71	12	第7章		第29条	2	単年度対象改築業務にかかる増加費用	第29条第2項に規定する増加費用が発生した場合、市による増加費用の負担ではなく、改築業務の内容を変更することになっており、かつ運営権者はこれに異議を述べないとされています。この改築業務の内容変更の協議において、要求水準の充足及び利用料金から維持管理業務費用や改築費用の一部を回収する必要があること等、運営権者にとって経済的に合理的な条件で本事業を継続できることを十分配慮いただけることをご確認ください。	本事業を継続できることを十分配慮の上、協議いたします。 なお、「異義を述べない」との規定の意図は、No.70の回答を参照ください。
72	12	第7章		第29条	2	単年度対象改築業務にかかる増加費用	第29条第2項に基づき、単年度対象改築業務の内容を市が変更した場合、当該変更に起因して、運営権者が経済的に合理的な努力を尽くしても要求水準を充足することが困難となった場合、当該要求水準未充足は運営権者の契約不履行とはならないことをご確認ください。	No.60の回答を参照ください
73	12	第7章		第29条	2	単年度対象改築業務にかかる増加費用	第29条第2項に規定する増加費用が発生した場合、市による増加費用の負担ではなく、改築業務の内容を変更することになっており、かつ運営権者はこれに異議を述べないとされています。この改築業務の内容変更の協議において、要求水準の充足及び利用料金から維持管理業務費用や改築費用の一部を回収する必要があること等、運営権者にとって経済的に合理的な条件で本事業を継続できることを十分配慮いただけることをご確認ください。	No.71の回答を参照ください。
74	12	第7章		第29条	2	単年度対象改築業務にかかる増加費用	年度実施協定の締結段階で予見できなかった事由により単年度対象改築業務に増加費用等が生じた場合、市が改築実施基本協定及び年度実施協定の業務内容を変更し、運営権者はこれに異議を述べることができないとされていますが、改築実施基本協定及び年度実施協定は市と運営権者の合意により締結されるものであるため、その変更についても両者の合意によりなされる形としていただきたく存じます。	No.70の回答を参照ください。
75	12	第7章		第29条	2	単年度対象改築業務にかかる増加費用	第29条第2項に規定する増加費用が発生した場合、市による増加費用の負担ではなく、改築業務の内容を変更することになっており、かつ運営権者はこれに異議を述べないとされています。この改築業務の内容変更の協議において、要求水準の充足及び利用料金から維持管理業務費用や改築費用の一部を回収する必要があること等、運営権者にとって経済的に合理的な条件で本事業を継続できることを十分配慮いただけることをご理解ください。	No.71の回答を参照ください。
76	12	第7章		第29条	2,7	単年度対象改築業務にかかる増加費用	文末において「運営権者はこれに異議を述べない。」とありますが、本条項に規定のある改築実施基本協定及び当該年度実施協定（に規定された単年度対象改築業務の内容）の変更は、市と運営権者の協議事項であるとの理解です。運営権者は何に対して異議を述べることができないのでしょうか。	No.70の回答を参照ください。
77	12	第7章		第29条	3	単年度対象改築業務にかかる増加費用	第29条第3項に従って、改築費用の増額変更がされた場合に、この増額は増額変更した事業年度の改築費用上限額の制限を受けないこと、及び、他の事業年度の上限額も影響を受けないことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
78	12	第7章		第29条	3	単年度対象改築業務にかかる増加費用	第29条第3項に従って、改築費用の増額変更がされた場合に、この増額は増額変更した事業年度の改築費用上限額の制限を受けないこと、及び、他の事業年度の上限額も影響を受けないことをご確認ください。	No.77の回答を参照ください。
79	12	第7章		第29条	3	単年度対象改築業務にかかる増加費用	第29条第3項に従って、改築費用の増額変更がされた場合に、この増額は増額変更した事業年度の改築費用上限額の制限を受けないこと、及び、他の事業年度の上限額も影響を受けないことをご理解ください。	No.77の回答を参照ください。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
80	12	第7章		第29条	5	単年度対象改築業務にかかる増加費用	第29条第5項では「年度実施協定の締結後」の物価上昇について適用されると理解しておりますが、提案時からの物価上昇については、一切考慮しないということなのでしょうか。	個別の工事については最新単価による積算、インフレスライドの適用など物価上昇に対する金書き見直しは可能ですが、原則30年間の上限額は変更する予定はありません。
81	12	第7章		第29条	5	単年度対象改築業務にかかる増加費用	改築業務のうち、複数年にわたって実施するものがある場合、第29条第5項は、当該改築業務の初年度業務に関する年度実施協定締結からの物価変動について適用されることをご確認ください。	物価変動による金額変更は認めます。だたし、原則30年間の上限額は変更する予定はありません。
82	12	第7章		第29条	5	単年度対象改築業務にかかる増加費用	物価変動による増加費用を市が負担した場合、この負担は増額変更した事業年度の改築費用上限額の制限を受けないこと、及び、他の事業年度の上限額も影響を受けないことをご確認ください。	ご理解のとおりです。
83	12	第7章		第29条	5	単年度対象改築業務にかかる増加費用	改築業務にかかる物価上昇等による費用増に対する市の負担額に係る変更規定は当該条文のみという理解となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	12	第7章		第29条	7	単年度対象改築業務にかかる増加費用	第29条第7項の場合において、市が改築業務の内容を変更することになっており、かつ運営権者はこれに異議を述べないとされています。この改築業務の内容変更の協議において、要求水準の充足及び利用料金から維持管理業務費用や改築費用の一部を回収する必要があること等、運営権者にとって経済的に合理的な条件で本事業を継続できることを十分配慮いただけることをご確認ください。	No.70の回答を参照ください。
85	12	第7章		第29条	7	単年度対象改築業務にかかる増加費用	単年度対象改築業務に関連して増加費用等が生じた場合、市が改築実施基本協定及び年度実施協定の業務内容を変更し、運営権者はこれに異議を述べることができないとされていますが、改築実施基本協定及び年度実施協定は市と運営権者の合意により締結されるものであるため、その変更についても両者の合意によりなされる形としていただきたく存じます。	No.70の回答を参照ください。
86	12	第7章		第30条		単年度対象改築業務に係る費用の減少	第30条が適用された場合、差額相当額について行う改築業務は市が決定し、かつ運営権者はこれに異議を述べないとされています。この改築業務の内容変更の協議において、要求水準の充足及び利用料金から維持管理業務費用や改築費用の一部を回収する必要があること等、運営権者にとって経済的に合理的な条件で本事業を継続できることを十分配慮いただけることをご確認ください。	市と運営権者が合意の上決定することが大前提となります。ただし、単年度の国補助金及び市の予算には、上限があることから、「意義を述べない」との規定をしております。
87	12	第7章		第30条		単年度対象改築業務に係る費用の減少	文末において「運営権者はこれに異議を述べない。」とありますが、本条項に規定のある改築実施基本協定及び当該年度実施協定の変更は、市と運営権者の協議事項であるとの理解です。運営権者は何に対して異議を述べることができないのでしょうか。	No.86の回答を参照ください。
88	12	第7章		第30条		単年度対象改築業務に係る費用の減少	単年度対象改築業務に要する費用が年度実施協定に定める額を下回る場合、市が差額相当額をもって行う改築業務を決定の上、改築実施基本協定及び年度実施協定を変更し、運営権者はこれに異議を述べることができないとされていますが、改築実施基本協定及び年度実施協定は市と運営権者の合意により締結されるものであるため、その変更についても両者の合意によりなされる形としていただきたく存じます。	No.86の回答を参照ください。
89	13	第7章		第31条	2	市による検査及び引渡し	検査結果の市から通知について、合格証等の書面で通知されると考えてよろしいでしょうか。	引取証を交付します。
90	13	第7章		第31条	3	市による検査及び引渡し	「前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、運営権者の負担とする。」とあります。第２項には①市が行う通常の検査②必要な場合の追加の破壊検査等がありますが、この検査費用は②のみを対象としているという理解でよろしいでしょうか。	通常の検査に要する費用は当然ながら運営権者の負担です。その検査において破壊検査が必要となった場合の費用負担を3項で示したものです。 なお、当然ですが、検査に要する市人件費の負担は市となります。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
91	13	第7章		第31条	5	市による検査及び引渡し	「運営権者は、該改築に係る工事が完成検査に合格し…」の下線部分は「当該改築」の誤記だと思いますので、ご修正いただけますでしょうか。	誤記です。修正します。
92	13	第7章		第31条	5	市による検査及び引渡し	条文中の「発注者」は「市」 の間違いでしょうか。	誤記です。修正します。
93	13	第7章		第33条	1	市による改築に関する業務に要する費用の支払い	「市に代わって支払うものとする」との記載がありますが、運営権者と下請負先との契約関係において、下請法等に抵触しない限りにおいては、貴市の費用支払いを受けて下請負先に費用を支払うことは問題なく、運営権者の判断によるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	13	第7章		第33条	2	市による改築に関する業務に要する費用の支払い	「改築に関する費用の10分の１相当額のうち・・・減価償却費（改築に関する・・・義務事業期間終了日における減価償却累計額を控除した金額）」との記載がありますが、具体的には改築に関する費用の10分の1相当額から、事業期間終了時残存価値相当額を差し引いた金額が支払われるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	13	第7章		第33条	2	市による改築に関する業務に要する費用の支払い	事業期間終了時残存価値相当額の定義として、「改築に関する費用の10 分の1相当額のうち、運営権者が市に代わって支払っていた本事業終了日の翌日以降に係る減価償却費（改築に関する費用の10 分の1 相当額から、当該金額を減価償却資産の取得価額とし、改築を行った運営権設定対象施設の法定耐用年数として減価償却したならば計算されることとなる義務事業期間終了日における減価償却累計額を控除した金額）に相当する金銭」と記載があります。 この場合の減価償却費の計算方法は、地方公営企業法施行規則に定められている償却方法という理解で良いでしょうか。また、償却方法は定額法という理解で良いでしょうか。 例えば、地方公営企業法施行規則に定められている償却方法の場合、取得価格の90%を償却しますが、一般企業に適用される償却方法では取得価格の100%を償却していくことになり、残存価値相当額の計算結果が異なるため、算定の前提を確認させてください。	一般企業に適用される償却方法を採用してください。
96	13	第7章		第33条	2	市による改築に関する業務に要する費用の支払い	個別の改築工事が完成し、検査に合格する都度、運営権者から市に請求することができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	13	第7章		第33条	4	市による改築に関する業務に要する費用の支払い	「事業期間終了時残存価値相当額に相当する金額との差額を（中略）市に一括して支払うものとし」との記載がありますが、できましたら分割払いも認めて頂けると幸いです。	分割払いも認める規定文に修正します。
98	13	第7章		第33条	5	市による改築に関する業務に要する費用の支払い	本条文の3行目に「前項の期間（以下「支払期間」という。）の日数から差し引くものとする」との記載がありますが、ここでいう「前項の期間」とはどの期間を指すのかご教示ください。	第3項の誤記です。修正します。
99	14	第7章		第34条		市の前払金	改築工事をSPCから専門業者に発注して実施する場合において、専門業者が締結した前払金保証契約に基づいて市から（SPCを通して）業者へ前払金を支払うことは可能ですか。	SPCからの請求に対しSPCに支払います
100	14	第7章		第34条	1	市の前払金	「頭書の前払金の額」とは、何を指しているのでしょうか。	契約書の頭書が対象となります。
101	14	第7章		第34条	1	市の前払金	「法第２条第５項」とございますが、法とは何の法律でしょうか。	「公共工事の前払い金保証事業に関する法律」です。規定文を修正します。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
102	14	第7章		第34条	1	市の前払金	前払金については、対象額全額を貴市が支払い、最終的な支払いにおいて総額の10分の9までを貴市が負担するという理解でよろしいでしょうか（前払金の10分の1を運営権者が負担することは求められないという理解でよろしいでしょうかという意味です）。	ご理解のとおりです。
103	14	第7章		第34条	1,2	市の前払金	対象となる改築が複数年度にわたる工事となる場合、前払金、中間前払い金の支払い条件はどのようになるのでしょうか。第34条第1項及び第2項は1事業年度で工事が完結する場合の規定との理解です。	複数年度に渡る工事を想定した規定文に修正する方針とします。
104	14	第7章		第34条	2	市の前払金	「頭書の中間前払金の額」とは、何を指しているのでしょうか。	契約書の頭書が対象となります。
105	14	第7章		第34条	7	市の前払金	「請負代金」とあるのは何を指しているのでしょうか。第35条についても同様です。	対象工事の費用です。
106	15	第7章		第36条		前払金の使用の制限等	「頭書の工事」及び「この工事」とは、何を指しているのでしょうか。	対象工事です。
107	15	第7章		第37条		市の部分払	第37条は一事業年度内での進捗に応じた部分払いの規定ではなく、複数年度にわたる改築業務について、年度協定書である年度に定めた出来高を達成した場合、年度協定書に定める金額は、部分払いとして当該年度の改築業務に対して支払うことを定めた規定であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	15	第7章		第37条		市の部分払	前払金と同様に、部分払の対象額全額を貴市が支払い、最終的な支払いにおいて総額の10分の9までを貴市が負担するという理解でよろしいでしょうか（部分払の10分の1を運営権者が負担することは求められないという理解でよろしいでしょうかという意味です）。	ご理解のとおりです。
109	15	第7章		第37条	4	市の部分払	本項ですが、「４ 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、運営権者の負担とし、当該検査。」で終わっており文章が不完全ですので、ご修正いただけますでしょうか。	修正します。
110	15	第7章		第37条	4	市の部分払	条文が途中で終わっています。	No.109の回答を参照ください。
111	16	第8章		第40条		利用料金の設定	義務事業期間は誤記と思われます。	利用料金の収受は、義務事業期間（義務事業開始日（から本事業終了日までの期間をいう。）のため、誤記でないと考えます。
112	16	第8章		第41条	4	使用料等及び利用料金割合の改定	運営権者が利用料金割合ではなく、使用料等の改定を提案するような具体的なケースの想定はありますか。利用料金割合の改定はイメージできるのですが、使用料等の改定を提案するイメージがあまりありません。	利用料金割合が条例で定める割合を超えても運営に影響を及ぼす場合等、宇部市としての使用料改定の必要性について提案を求めるものです。
113	17	第8章		第42条	3	利用料金設定割合の定期改定	「本契約締結時点で予測困難な事業環境の変化により、利用料金設定割合を改定する必要があると合理的に認める場合」として、例えば不可抗力に起因して設備投資等が想定外に必要になり、当該設備投資に関する維持管理費用が恒常的に増加することも想定されますが、そのような場合も含まれ得るとの理解でよろしいでしょうか。第51条第1項では、災害による損害回復の「工事」についてしか負担がなされないと規定されているため、ランニングコスト部分は、利用料金設定割合で対応する必要があります。第43条第3項についても同様です。	ご理解のとおりです。
114	17	第8章		第43条	1	臨時補正	第43条第1項に「以下に列挙する事由」の記載がありませんので、お示しください。	以下の項目を追記します。 （1）著しい物価の変動が生じた場合 （2）法令若しくは市の計画又は税制の変更が生じた場合

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
115	17	第8章		第43条	2	臨時補正	「運営権者収受額」とは何を指すのでしょうか。「利用料金設定割合」のことでしょうか。	修正します。
116	17	第8章		第43条	3	臨時補正	再構築（建替）は現時点では影響の度合いを想定することが難しく、今後の検討で費用の増減が発生することが起こり得ます。このように再構築（建替）に関する費用増減については本第43条第3項の規定で対応するという理解でよろしいでしょうか。	本条項は「維持管理に関する業務」を対象としておりますので、 再構築（建替）に関しては対象外です。
117	17	第8章		第43条	3	臨時補正	事業環境の変化として以下に示すような項目による増加費用についても臨時補正の対象としていただけないでしょうか。現地調査にて、ポンプ棟除塵機が塩素や硫化水素によるものとみられる劣化が見られました。不明水に含まれる要求水準外の海水等による影響と考えられ、その影響は経年により相対的に大きくなり、かつ事業者ではコントロールができない事象と思慮します。 ①事業開始後に不明水由来の塩化物が原因と思われる運転や設備の修繕や改築への影響。 ②事業開始後に不明水由来の硫化水素が原因と思われる運転や設備の修繕や改築への影響。	臨時補正の対象ではありません。 想定をし得ない事象であることから、運営権者がその内容等を市に提出をすることで協議することが可能と考えております。
118	18	第9章		第45条	2	リスク分担の原則	増加費用又は損害の発生原因が、①貴市と運営権者双方の責によるべき場合、②双方とも責にない場合、③いずれの責に帰すべき事由によるか不明な場合には、貴市と運営権者で協議して解決を図らせて頂きたく、ご検討をお願い致します。	発生原因が不明な場合、運営権者がその内容等を市に提出をすることで協議することが可能と考えております。
119	18	第9章		第45条	3	リスク分担の原則	補償の要件が貴市の「故意又は重大な過失」に限定され、単純な過失が含まれない理由をご教授いただけますでしょうか。	故意と同視し得る程度の過失として、重大な過失を対象としています。なお、単純な過失を含めることは、多種多様な業務を行う中で現実的でないと判断しております。
120	18	第9章		第46条	1	流入水量又は流入水質の変動	「市は、次の各号に掲げる場合に限り、・・」とありますが、「市は、次の各項に掲げる場合に限り、・・」との理解でよろしいでしょうか。また、第２項が２つありますので、数字の修正をお願いいたします。	原案の第2項以下を号に修正します。
121	18	第9章		第46条	1	流入水量又は流入水質の変動	「次の各号に掲げる場合に限り」とございますが、各号が記載されていません。ここにいう各号をご教授いただけますでしょうか。	No.120の回答を参照ください。
122	18	第9章		第46条	2	流入水量又は流入水質の変動	「流入水質が要求水準書に定める基準を概ね1 ヶ月にわたり継続的に満たさない場合であって、・・」とありますが、1か月は長すぎると思料します。コスト増加だけでなく、要求水準書に定める基準をどの程度超えて継続するかにもよりますが、放流水質基準を満たせない事態が予測されますので、10日から12日程度が限界と考えます。ご再考をお願いいたします。	原案の通りとします。
123	18	第9章		第46条	2	流入水量又は流入水質の変動	「流入水質が要求水準書に定める基準を概ね1 ヶ月にわたり継続的に満たさない場合であって」と記載されていますが、重金属やその他生物処理阻害物質等の流入は短期間で生物処理に影響を与える可能性がございます。1 ヶ月という継続期間については生物処理阻害要因以外の水質項目の逸脱に限定していただけませんでしょうか。	原案の通りとします。
124	18	第9章		第46条	2	流入水量又は流入水質の変動	第46条第2項が二つ存在します。誤記と存じます。	No.120の回答を参照ください。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
125	19	第9章		第49条	1	法令等の変更による増加費用・損害の扱い	特定条例等変更により（運営権者の責めに帰すべき事由により当該特定条例等変更が行われた場合を除く。）、義務事業又は附帯事業について運営権者に増加費用又は損害が発生した場合は、先ず利用料金割合の改定について協議が行われるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。
126	19	第9章		第49条	1	法令等の変更による増加費用・損害の扱い	「法令等又は市の計画の変更」には関係する設計、製作、施工の規格・基準の変更も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	20	第9章		第50条	1	不可抗力の発生	本項に記載された「使用者」とは具体的に誰のことを指すのでしょうか。	下水道使用者を対象としています。
128	20	第9章		第51条	1	不可抗力による増加費用及び損害の扱い	「ただし、運営権者の負担について市が必要と認める場合は、この限りでない。」とありますが、これは運営権者の負担の必要性の可否を市が一方的に判断するということでしょうか。「運営権者の負担について市が必要と認める場合」とは、どのような場合を想定されておりますか、ご教示ください。	軽微な負担においても市が負担とすることが望ましいと考えられる場合には、市が負担する場合もあるとの規定文です。
129	20	第9章		第51条	1	不可抗力による増加費用及び損害の扱い	第51条第1項ただし書きの趣旨をお示しください。運営権者の負担となっている場合であっても、市が必要と認めた場合には、市の負担する場合がある、という趣旨でしょうか。	No.128の回答を参照ください。
130	20	第9章		第51条	1	不可抗力による増加費用及び損害の扱い	「イ 上記ア以外の暴動、戦争等の人的災害に係る不可抗力の場合は、運営権者の負担とする」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第６条第１項１号に規定されている、1箇所の工事の費用が60万未満（市町村の場合）を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	20	第9章		第51条	1	不可抗力による増加費用及び損害の扱い	公共施設等運営権実施契約書（案）別紙1定義集（48）に定義される不可抗力は③に第三者の故意又は過失がありますが、本項には第三者の故意又は過失による不可抗力による負担割合が記載されていません。本号記載の「暴動、戦争当の人的災害に係る不可抗力」に貴市と運営権者いずれの責めにも帰すことのできない第三者の故意又は過失も含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	20	第9章		第51条	1	不可抗力による増加費用及び損害の扱い	「イ 上記ア以外の地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力の場合は、運営権者の負担とする」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第６条第１項１号に規定されている、1箇所の工事の費用が60万未満（市町村の場合）を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	21	第9章		第52条		損害賠償責任	損害賠償責任は債務者に帰責性があることが前提と考えますが、本条の損害賠償責任も違反当事者に帰責性があることが前提と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	22	第11章		第57条	2	運営権者による誓約事項	①事業開始後直ちに本店を宇部市内に移転することを前提に、基本協定締結後に設立するSPCの本店を当面宇部市外に置くことを許容するような条文とすること、②事業開始前であっても本店所在地を西部浄化センターとすることを許容する、等についてご検討ください。 （※西部浄化センターを本店としたい場合、事業開始前にその住所を登録できない場合には協力者の住所で一旦登記することが考えられます。その際、住所が公開されたり、大量のダイレクトメールが送付されたりするなど協力者に過度の負担が係ることを懸念するものです）	原案の通りとします。
135	23	第11章		第57条	2	運営権者による誓約事項	「運営権者の定款の事業目的が本事業の遂行に限定されていること。」との記載がありますが、これは実施契約書（案）第32条但書で市の承諾を得た場合は兼業も可能であると定められていますので、例外的に事業目的外の業務を行うことも認められているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
136	25	第12章	第2節	第62条	(6)	事業引継	本事業の終了にあたって市又は市の指定する者に文書を送付する場合ですが、当該文書には、運営権者又はその株主の営業秘密やノウハウ等、競争上保護されるべき情報が含まれますので、送付すべき文書の範囲については、当該保護すべき利益も勘案のうえ、市と運営権者の協議により決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	25	第12章	第2節	第63条		本契約終了による資産の取扱い	本項二行目の「交付金等対象外改築業務」は第24条第2項で定義している「補助金対象外改築業務」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。規定文を修正します。
138	25	第12章	第2節	第63条		本契約終了による資産の取扱い	実務上、事業者保有資産に関し、無償ないし極めて低廉な価格で市側への売却を求められることが考えられます。この場合において、事業者としては、市と協議の上で、「契約不適合」に関する責任を負わない、いわゆる現状有姿の売却条件等を付すことは可能でしょうか（現状有姿取引を前提にした売却価格とすることは可能でしょうか。）。	協議により決定します。
139	26	第12章	第2節	第65条		契約不適合に関する責任	「運営権者から市又は市の指定する者に提供された情報等に契約不適合（情報の齟齬，矛盾，欠缺，権利の契約不適合を含むがこれらに限られない。）が発見された場合についても同様とする。」とし、運営権者が責任を負う規定となっていますが、第4条では情報等の瑕疵について、市は責任を一切負わない規定となっています。これは公平性に欠けると考えますので、本条においても第４条と同様に情報等の契約不適合については運営権者の責任を問わない旨の規定としてください。	原案の通りとします。
140	26	第12章	第2節	第65条		契約不適合に関する責任	第4条第4項で、市は情報の瑕疵について責任を負わないにもかかわらず、第65条で運営権者は情報の瑕疵について責任を負うのは義務内容として不均衡です。双方とも責任を負うか、双方とも責任を負わないか、いずれかに統一してください。	No.139の回答を参照ください。
141	26	第12章	第2節	第65条		契約不適合に関する責任	本条後段の情報等に契約不適合の責任期間は、本事業終了日から1 年以内と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	26	第12章	第2節	第65条		契約不適合に関する責任	本契約締結後に、市から事業者に譲渡される事業者譲渡対象資産（運営権者譲渡対象資産）の物品は、約款A別紙2第8条により契約不適合責任免責とされています。他方、事業期間終了後に、事業者から市に譲渡される物品は、契約不適合として1年間の責任を負うのは公平性を欠くものと思われます（経年劣化と契約不適合の関係性も文言上不明です。）。そこで、公平の観点から、第65条第1項第一文から「又は同条第3項の規定により譲渡された資産」の文言削除を要望します。	No.139の回答を参照ください。
143	26	第12章	第2節	第65条		契約不適合に関する責任	「経年劣化」とは、本事業終了時点において施設又は譲渡対象となる資産の状態が要求水準に達していたが、その後、要求水準に達しない状態に転じたことを指すものと理解してよろしいでしょうか。募集要項別紙３募集要項34頁「52事業終了時の施設状態」において、「事業終了時の施設状態の要求水準未達」は、民が負担者とされていることとも関係するためお聞きする次第です。	ご理解のとおりです。
144	26	第12章	第2節	第65条		契約不適合に関する責任	「契約不適合」が認められる場合、損害の賠償を請求することができる、とありますが、これは、当該契約不適合が存することにつき、事業者の責めに帰すべき事由の認められる場合に限られるもの認識してよろしいでしょうか。現行民法において、契約不適合に基づく損害賠償責任が認められるためには、帰責性が要件とされているためお聞きする次第です。	ご理解のとおりです。
145	27	第13章	第1節	第67条		義務事業開始日前のその他事由による解除	後段に「催告することなく本契約部分を解除することができる。」とありますが、本契約部分とは、約款A（本約款）を指すとの理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。なお、約款Aには、本契約部分、本約款の２つの表記があり解りに難いので、統一された方が良いと思料します。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、ご意見として承ります。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
146	27	第13章	第1節	第69条	1	市の事由による本契約の解除又は終了	「運営権者は、市に対し、解除事由を記載した書面を送付することにより、本契約部分を解除することができる。」とあります。本契約部分とは、約款A（本約款）を指すとの理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	No.145の回答を参照ください。
147	28	第13章	第1節	第70条	2	不可抗力による本契約の終了又は解除	「市は、運営権者と協議の上、本契約部分を解除することができる。」取ります。本契約部分とは、約款A（本約款）を指すとの理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	No.145の回答を参照ください。
148	28	第13章	第1節	第71条		特定法令等変更又は特定条例等変更による本契約の解除	「本事業の継続が不可能となったときは、市又は運営権者は、本契約部分を解除することができる。」とあります。本契約部分とは、約款A（本約款）を指すとの理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	No.145の回答を参照ください。
149	29	第13章	第3節	第76条		運営権取消等ー運営権者事由解除	「第６６条各項の規定により本契約が解除された場合、・・・」とあります。本契約とは、約款A（本約款）を指すとの理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	No.145の回答を参照ください。
150	30	第13章	第6節	第79条	タイトル	運営権破棄・取消等及び損害の負担ー不可抗力解除	本条タイトルの「運営権破棄・取消等及び損害の負担ー不可抗力解除」の下線部分は、「運営権放棄」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	誤記です。修正します。
151	30	第13章	第6節	第79条	1	運営権破棄・取消等及び損害の負担－不可抗力解除	「第７０条第２項の規定により本契約が解除された場合、・・・」とあります。本契約とは、約款A（本約款）を指すとの理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
152	30	第14章		第80条	2	公租公課	「（第63条第2項の規定により…）」とありますが、「第63条第3項」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	誤記です。第３３条第２項の事業期間終了時残存価値相当額に修正します。
153	34	別紙2		第7条		危険負担	本条は危険負担を記載しているにもかかわらず、引渡し前に当該物品が譲渡人の責めに帰すべき事由により滅失、毀損した場合に限り、譲渡人が危険を負担するとしており、危険負担の原則に照らして譲受人に不公平な規定となっています。危険負担の原則のとおり、引渡し前は、譲受人に帰責性がない限り、危険は譲渡人が負担するとご修正していただけないでしょうか。修正ができないな場合は、その理由をご教授いただけますでしょうか。	修正します。
154	34	別紙2		第8条		契約不適合に関する責任	市から運営権者に譲渡される物品について、市の契約不適合責任は免責されるものであり、契約不適合を発見できなかったことについて、運営権者に何らの落ち度の無い場合でも、市に負担いただくことができない建付けは官民の公平を書くため、事業者が事業期間終了後に市に譲渡する物品と同様に、引渡しから1年の責任期間として頂きたいと考えています。	修正します。
155	34	別紙2		第8条		契約不適合に関する責任	市から運営権者に譲渡される物品について、市の契約不適合責任は免責されるものであり、契約不適合を発見できなかったことについて、運営権者に何らの落ち度の無い場合でも、市に負担いただくことができない建付けは官民の公平を書くため、事業者が事業期間終了後に市に譲渡する物品と同様に、引渡しから1年の責任期間として頂きたいと考えています。	No.154の回答を参照ください。
156	34	別紙2		第8条		契約不適合に関する責任	市から運営権者に譲渡される物品について、市の契約不適合責任は免責されるものであり、契約不適合を発見できなかったことについて、運営権者に何らの落ち度の無い場合でも、市に負担いただくことができない建付けは官民の公平性を欠くため、事業者が事業期間終了後に市に譲渡する物品と同様に、引渡しから1年の責任期間として頂きたいと考えています。	No.154の回答を参照ください。
157	34	別紙2		第8条		契約不適合に関する責任	譲渡目的物に瑕疵があった場合、損害賠償請求するつもりはありませんが、目的物の価値に照らした対価がないので、代金の減免は認めて頂いただきたく存じます。かかる場合、貴市は不当利得を得るものと考えますが、修正ができない場合は、その理由をご教授いただけますでしょうか。	No.154の回答を参照ください。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
158	38	別紙3				市が維持する協定	注記に「市が維持する協定等は、https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/gasgesui/1015032/1017638.htmlにおいてDVD にて貸出ている資料のことを指す。」（原文）との記載がありますが、その資料が見当たりません。協定内容の把握のため、資料を早期に開示をお願いします。	市が維持する協定はないため、条文含めて修正します。
159	38	別紙3				市が維持する協定等	市が維持する協定等は、開示資料のどの資料が該当するかお示しください。	No.158の回答を参照ください。
160	38	別紙3				市が維持する協定等	注釈3に「市が維持する協定等は、…DVDにて貸出ている資料のことを指す。」とありますが、開示資料のどの資料を指しているかを明確にご明示いただきたくお願いします。	No.158の回答を参照ください。
161	47	別紙7		第10条		費用の負担	「本契約の締結及び履行に関して必要な費用」は、全て委託者の負担とされていますが、委託料を支払うにも関わらず、市の料金徴収業務の実施に要する費用も別途委託者が負担する、というご趣旨でしょうか。そうであるならば、それは過剰な負担ですので、負担者は受託者としてください。	「市の料金徴収業務の実施に要する費用も別途委託者が負担する」という趣旨ではなく、利用料金の徴収業務に要する費用を委託者が負担するという趣旨です。
162	47	別紙7		第12条	2	契約の終了	本項記載の「第10条」は、「第8条」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	誤記です。修正します。
163	49	別紙7				利用料金収受代行業務委託契約	別紙「委託料算定表」に記載のある「当該月における西部処理区調停件数」について、例月の過去実績等をご提示いただけませんでしょうか。 資金繰りを検討するに当たり、調停件数がどのように推移するのかを把握しておきたいためです。	開示します。
164	50	別紙8				公有財産賃貸借契約	第2条や第5条を見る限り、別紙8の様式は土地を貸付物件とする契約になっていますが、契約の対象となるのは「任意事業のために利用する本事業用地及び運営権設定対象施設」ですので、施設も含む内容にご修正ください。	施設も含めた賃貸借に関する提案がなされた場合、必要な修正を加える旨、脚注を追加します。
165	50	別紙8				公有財産賃貸借契約	「…実施契約書（以下「実施契約」という。）第22条第2項」は、「約款A第12条第2項」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	誤記です。修正します。
166	50	別紙8				公有財産賃貸借契約	別紙8の前文に「…運営権実施契約…第22条第2項に基づき、」とありますが、当該条項は、第三者の有する知的財産権等の侵害防止に関する規定であり、「本約款第12条第2項」が正と思われます。念のため付言すると、別紙4～別紙10までの別紙のナンバリングが条項順になっていませんので、別紙●（第●条関係）といった形で記載いただければわかりやすいかと存じます。	修正します。
167	51	別紙8		第10条		瑕疵担保	貸付物件に数量不足等があった場合、損害賠償請求するつもりはありませんが、貸付物件の価値に照らした賃料相当額の価値がないので、代金の減額は認めていただきたく存じます。かかる場合、貴市は不当利得を得るものと考えますが、修正ができない場合は、その理由をご教授いただけますでしょうか。	数量の確認は契約前に双方立ち会いのうえ実施します
168	51	別紙8		第10条		瑕疵担保	任意事業に関する貸付物件に関して、瑕疵があっても、貸付料の減免又は損害賠償はできないとのことですが、瑕疵により契約の目的を達成しえないこと理由に借受人の側から直ちに解除することができる建付けに修正いただけないでしょうか。また、第5項の下部の(4)は第6項の誤記と思われます。	解除できるよう修正します 第16条　第5項(4)を第16条第6項に修正します。
169	51	別紙8		第13条	2	物件保全義務等	「借受人は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その損害の責を負う」と規定されていますが、借受人は占有者であり所有者ではありません。借受人が本条第1項の善管注意義務を果たした場合は、本条第2項の責を負わないとしていただけないでしょうか（民法第717条第1項但書ご参照）。そうでないと、借受人は結果責任を負うこととなってしまいます。	「借受人が本条第1項の善管注意義務を果たした場合は、本条第2項の責を負わない」こととします。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
170	51	別紙8		第13条	4	物件保全義務等	本項で運営権者が負う修繕業務に貸付物件の恒久的な構造物の補修等大修繕は含まれず、大修繕は依然として貴市が行うと理解してよろしいでしょうか。	大規模修繕があるものを賃貸借対象とする前提ではありません。
171	53	別紙8		第16条	5	契約の解除	本項に突然「(4)本契約の他の規定にかかわらず、…」とありますが、(4)ではなく第16条第6項の誤記だと思いますので、ご修正いただけますでしょうか。	誤記です。修正します。
172	53	別紙8		第18条	1	原状回復	本条項の原状回復義務には、経年劣化によるものを回復する義務は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	55	別紙9				利用料金割合の定期改訂（需要及び物価変動）	「利用料金割合上限までは変更を許容し、…」とありますが、利用料金割合上限をご明示いただきたくお願いします。	100分の55です。 令和6年10月3日公表の特定事業の選定を参照ください
174	55	別紙9				利用料金割合の定期改訂（需要及び物価変動）	「改訂」ではなく「改定」が正しいかと存じますがいかがでしょうか。	誤記です。修正します。
175	55	別紙9				利用料金割合の定期改定（需要及び物価変動）	物価変動の場合に参照される物価指数については、具体的状況下で適切に物価等が反映されない可能性もあるため、そのような場合には、市と運営権者の合意により合理的に適切と考えらえる指標に変更できるようにしていただけませんでしょうか。	市と運営権者が互いに合意できる場合には、指標を変更できるものとします。
176	56	別紙9			(3)	算定式	「前号で示す需要変動比率及び物価変動比率を用い、以下の算出式により利用料金割合の改定を行う」との記載がありますが、当該定期改定は、5年間の需要変動及び物価変動の増減累計がたとえ僅かであっても5年経過を条件に改定できるように理解できますが、その理解で合っているでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	56	別紙9			(3)	算定式	【算出式】にある「次期5ヵ年の想定使用料収入」はどのように算出するのでしょうか。また、ここでいう「想定使用料収入」とは、算出式を考慮しますと、「想定使用料″等″収入」を想定しているもののように思いますが、その理解でよろしいでしょうか。	前段について、提案時において、市が掲示した想定使用料収入が対象となります。 後段について、誤記です。修正します。
178	56	別紙9			(3)	算定式	過去5年の予実差分を次期5年で調整する建付けになっていると理解しますが、最後の5年で予実に無視できない差異が生じた場合の調整方法ついてご教示ください。	最後の5年では、臨時補正によるもののみの対応となります。
179	56	別紙9			(3)	算定式（物価変動増減額の算式）	過去5ヶ年の提案物価変動費とありますが、「提案物価変動費」の定義をご教示ください。	令和6年度の平均値を想定しております。
180	56	別紙9			(3)	算定式（物価変動比率の算式）	「合計額に占める割合」という表現がありますが、「どの期間の何を合計したものか」を厳密に表現してください。	物価変更動費構成項目の合計した値に対しての各物価変動費構成項目ごとの割合です。
181	57	別紙10				運営権者収受額の臨時補正	「本約款第43条2項1号に定める「別紙9に定める算定方法」」は、「別紙10に定める・・・」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	誤記です。修正します。
182	57	別紙10				運営権者収受額の臨時補正	1行目の「別紙9」を「別紙10」に修正ください。	誤記です。修正します。
183	57	別紙10			(1)	物価変動	「物価変動は、以下に示す物価変動費の物価変動比率が改定前と比較し4%以上の変動（増減）が生じた場合、（2）に示す算定式に準じ利用料金割合の算定を行う。」と記載されていますが、この改定条件の理解として、閾値4%を超えるまでは従前の設定割合を継続するが、4%を超えれば経過年数に関わらず臨時改定が行われるという理解で合っているでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、臨時補正では、利用料金割合の改定ではなく臨時的に補正となります。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
184	57	別紙10			(1)	物価変動	別紙10の臨時補正においては、薬品費・動力費・廃棄物処理費の3項目のみを対象としていますが、定期改定同様に、人件費・修繕費・保守点検費・その他営業経費も対象にしていただきたくお願いします。現時点で30年間の物価変動を予想することは不可能であり、例えば人件費が急激に変動する可能性も否定できないと思慮しますので、本件のご検討をお願いいたします。	臨時的な補正であり、原案の通りとします。
185	57	別紙10			(1)	物価変動	物価変動の場合に参照される物価指数については、具体的状況下で適切に物価等が反映されない可能性もあるため、そのような場合には、市と運営権者の合意により合理的に適切と考えらえる指標に変更できるようにしていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
186	57	別紙10			(1)	物価変動	4%以上の変動を条件とされた理由をご教示ください。また、過年度のデータからシミュレーションした場合、発動する頻度がどの程度なのかご教示ください。	近年の物価変動や日銀物価上昇率目標等を参考にして、総合的に判断したものです。
187	57	別紙10			(2)	算定式	「〇〇費の物価変動費の合計額に占める割合」を算出する際に用いる「物価変動費の合計額」とは、別紙9に記載の物価変動費全体の合計額でしょうか。あるいは、別紙10で考慮する薬品費・動力費・廃棄物処理費のみの合計額でしょうか。	別紙10が対象となります。